

**古平町**  
**第6期障がい福祉計画**  
**第2期障がい児福祉計画**  
**(素案)**

**令和3年3月**  
**古平町**

# 目次

---

<b>第Ⅰ章</b>	<b>計画の策定にあたって</b>	
1.	計画策定の背景	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	2
4.	計画の対象	3
<b>第Ⅱ章</b>	<b>障がいのある人を取り巻く状況</b>	
1.	障がいのある人の現状	4
2.	障がい福祉サービス等の種類	6
3.	障がい福祉サービス等を実施している事業所の現状	9
<b>第Ⅲ章</b>	<b>令和5年度における成果目標の設定</b>	
1.	令和5年度までの成果目標	12
<b>第Ⅳ章</b>	<b>サービスの見込量と見込量確保の方策</b>	
1.	障がい福祉サービスの見込量	17
2.	地域生活支援事業の見込量	20
3.	児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の見込量	24
<b>第Ⅴ章</b>	<b>計画の推進管理</b>	25
<b>第Ⅵ章</b>	<b>参考資料</b>	26

### 1. 計画策定の背景

国の障がい者福祉施策はこれまで、障がいのある人が必要な支援を受けることによって、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、誰もが一人の個人としてその人格と個性が尊重される共生社会の実現を目指して様々な制度の整備が行われてきました。

平成 15 年度からは「支援費制度」が導入され、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービスが提供されることとなりましたが、「支援費制度」は、精神障がいのある人を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であること等の課題があったことから、制度全般が見直され、平成 17 年 11 月に「障害者自立支援法」が公布、平成 18 年 4 月から施行されました。

その後国においては、平成 24 年 6 月に、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講ずるため、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(以下「整備法」という。)を公布し、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改正し、「障害者」の定義に難病等を追加、また、平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が制定され、平成 26 年 2 月には「障害者の権利に関する条約」を批准、さらには、平成 28 年 6 月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため、同年 8 月に発達障害者支援法が改正され、発達障がい者支援の一層の充実が図られました。

古平町では、令和 2 年度に現行の「第 5 期障がい福祉計画」及び「第 1 期障がい児福祉計画」の計画期間が終了となることから、国の定めた基本方針や近年行われた障がい者制度改革を踏まえ、これまでの計画の進捗状況や目標値、サービス見込量の分析・評価を行ったうえで、「第 6 期障がい福祉計画(令和 3 年度～5 年度)」及び「第 2 期障がい児福祉計画(令和 3 年度～5 年度)」を併せて策定し、障害福祉サービス提供体制等の総合的・計画的な整備を図るものとしします。

# 第 I 章 計画の策定にあたって

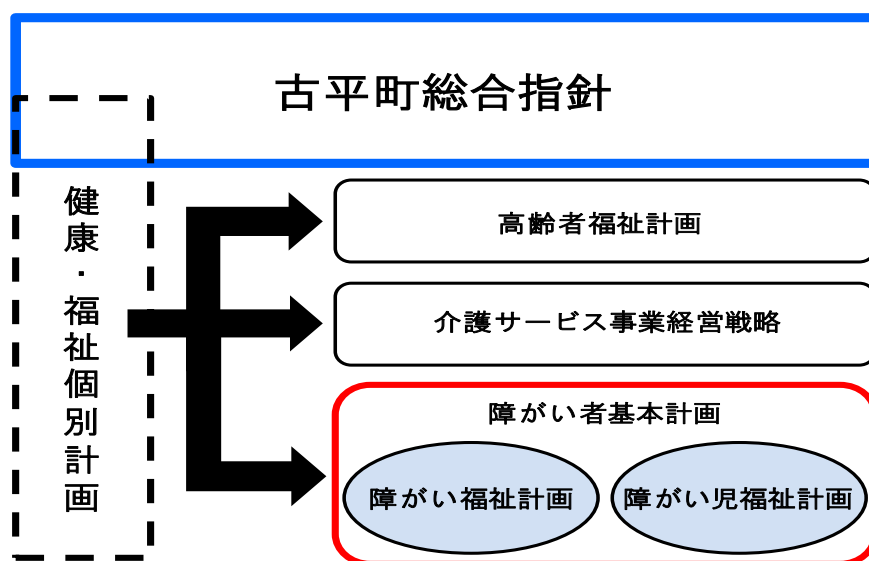
## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法令の根拠

「第 6 期障がい福祉計画」は障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保について示すものです。また、「第 2 期障がい児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として障がい児通所支援や障がい児相談支援等の提供体制の確保について示すものです。

### (2) 関連する計画との整合性

障がい者基本計画は、まちづくりの基本的な方向性を示す「古平町総合指針」のほか、関連計画との整合性に配慮しながら、障がいのある人の総合的な支援を図るために障がい福祉計画及び障がい児福祉計画と一体的に策定するものです。



## 3. 計画の期間

「市町村障害福祉計画」は、3 年ごとの計画策定が国の基本指針により定められています。このため、「第 6 期障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児福祉計画」は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

「第 6 期障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児福祉計画」は「第 3 次障がい者基本計画」の実施計画として位置付けることとします。

## 第 I 章 計画の策定にあたって

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総合計画・総合指針	第5次計画（～R2）									総合指針		
障がい者基本計画	第2次計画						第3次計画					
障がい福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
障がい児福祉計画	—						第1期計画			第2期計画		

### 4. 計画の対象

本計画の対象は、古平町が援護すべき障がいのある人（他市町村支給決定（居住地特例）除く）とし、サービス提供体制については、古平町内でのサービス提供体制の整備を前提として策定します。

なお、本計画では、障害の「害」の字の表記について、法律用語や引用、施設名等の固有名詞以外は、可能な限り「ひらがな」での表記としています。

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### 1. 障がいのある人の現状

#### (1) 身体障がい

令和2年3月31日現在、古平町の身体障害者手帳所持者数は254人となっており、平成27年3月31日と比較すると48人減少しています。また、人口に占める割合は各年増減はありますが、ほぼ横ばい状態です。65歳以上の手帳所持率は人口の7.2%と減少傾向にあります。

なお、北海道全体では、人口に占める手帳所持率が5.6%であることから、古平町は手帳所持率が高いことがわかります。障がい種別では、肢体不自由58.7%、視覚障がい3.9%、聴覚障がい9.8%、音声言語障がい0.4%、内部機能障がい27.2%で肢体不自由の割合が最も多く、特に下肢機能障がいの割合が3割以上を占めています。

身体障害者手帳所持状況

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
18歳未満	①	0人	0人	0人	0人	0人	0人
18歳以上	②	302人	297人	287人	274人	259人	254人
うち65歳以上	③	251人	250人	242人	229人	219人	214人
総数	④(①+②)	302人	297人	287人	274人	259人	254人
総人口	⑤	3,399人	3,316人	3,205人	3,155人	3,080人	2,963人
人口に占める所持割合	④/⑤	8.9%	9.0%	9.0%	8.7%	8.4%	8.6%
うち65歳以上	③/⑤	7.4%	7.5%	7.6%	7.3%	7.1%	7.2%

※各年度末現在

(出典：町民課調)

等級別・障がい別

	肢体不自由				視覚障がい	聴覚障害 平衡機能障がい	音声言語機能障がい	内部障がい					合計
	総数	上肢	下肢	体幹				総数	心臓	じん臓	ぼうこう直腸	呼吸器	
1級	16人	11人	2人	3人	4人	0人	0人	45人	32人	13人	0人	0人	65人
2級	31人	13人	9人	9人	3人	7人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	42人
3級	28人	1人	20人	7人	0人	2人	1人	11人	7人	0人	2人	2人	42人
4級	54人	12人	42人	0人	0人	9人	0人	12人	1人	0人	10人	1人	75人
5級	11人	4人	7人	0人	3人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	14人
6級	9人	3人	6人	0人	0人	7人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	16人
合計	149人	44人	86人	19人	10人	25人	1人	69人	40人	13人	12人	4人	254人
率	58.7%	17.3%	33.9%	7.5%	3.9%	9.8%	0.4%	27.2%	15.8%	5.1%	4.7%	1.6%	100.0%

※令和元年度末現在

(出典：町民課調)

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### (2) 知的障がい

令和2年3月31日現在、古平町の療育手帳所持者数は164人となっており、平成27年3月31日と比較すると10人増加しています。また、人口に占める割合は5.5%と増加傾向にあり、65歳以上の手帳所持率は人口の1.6%といずれも増加傾向にあります。

北海道全体の人口に占める手帳所持率は1.2%であることから、古平町の人口に占める知的障がいの割合が多いことがわかります。

障がい程度別では、A判定(最重度・重度)が25.6%、B判定(中度・軽度)が74.4%となっており、中・軽度者が多い状況です。

療育手帳所持状況

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
18歳未満	①	7人	7人	6人	6人	9人	11人
18歳以上	②	147人	156人	155人	152人	152人	153人
うち65歳以上	③	35人	37人	41人	41人	45人	46人
総数	④(①+②)	154人	163人	161人	158人	161人	164人
総人口	⑤	3,399人	3,316人	3,205人	3,155人	3,080人	2,963人
人口に占める所持割合	④/⑤	4.5%	4.9%	5.0%	5.0%	5.2%	5.5%
うち65歳以上	③/⑤	1.0%	1.1%	1.3%	1.3%	1.5%	1.6%

※各年度末現在

(出典：町民課調)

### (3) 精神障がい

令和2年3月31日現在、古平町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は16人となっており、また、精神疾患のために外来通院した際の自己負担金の一部を助成する制度である、自立支援医療(精神通院)を受給している人は、114人です。合算して平成27年3月31日と比較すると15人増加しており、人口に占める割合も増加傾向にあります。

北海道全体の人口に占める手帳所持者数と自立支援医療受給者数の合算が3.2%であることから、古平町では精神障がいの割合が多い状況です。

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)受給者の状況

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
精神障害者保健手帳	①	13人	13人	12人	14人	15人	16人
自立支援医療	②	102人	105人	103人	111人	115人	114人
総数	③(①+②)	115人	118人	115人	125人	130人	130人
総人口	④	3,399人	3,316人	3,205人	3,155人	3,080人	2,963人
人口に占める割合	③/④	3.4%	3.6%	3.6%	4.0%	4.2%	4.4%

※各年度末現在

(出典：町民課調)

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### 2. 障がい福祉サービス等の種類

#### (1) 障がい福祉サービスの施策体系

##### 【訪問系サービス】

種 別	内 容
居宅介護	障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯、掃除などの家事援助並びに生活全般にわたる援助(通院等介助含む)を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報(代筆、代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障害支援区分6の障がいのある人等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障がい福祉サービスを包括的にを行います。

##### 【日中活動系サービス】

種 別	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、リハビリテーション、歩行訓練等、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	地域移行に向けて、一定期間居住の場を提供し、帰宅後における生活能力等の維持向上のための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### 【居住系サービス】

種 別	内 容
自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力・生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また必要性が認められる方については、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスの提供を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 【相談支援】

種 別	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある人を対象に、サービスの利用調整を行い、サービス等利用計画を作成します。また、計画作成後に計画の評価・見直し（モニタリング）を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	入所施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院等に入所している精神障がいのある人等に対して、地域移行支援計画を作成し、住居の確保や関係機関との調整、地域生活に移行するための活動に関する相談等、必要な支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活している障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### (2) 地域生活支援事業の施策体系

#### 【必須事業】

種 別	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活の際に生じる社会的障壁を除くため、地域住民が障がいに対する理解を深められるよう啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人に対するボランティアの養成や活動支援等、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する事業に市町村が支援します。
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に向けた相談支援体制の充実を図り、身寄りのない障害のある人の成年後見制度の申し立てに必要な経費などを助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	小樽市及び北後志5か町村で運営支援を行っている小樽・しりべし成年後見センターの活動を通じて、成年後見制度における法人後見活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳者の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に対して、自立支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の担い手や、町の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員を養成研修を支援します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、地域における自立生活および社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図ります。

#### 【任意事業】

種 別	内 容
日中一時支援事業	障がいのある人などを一時的に預かることで、その保護者たちなどの日中活動の場や一時的な休息を提供し、また、障がいのある人たちの社会適応訓練等を実施します。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な身体障がいのある人に対して、訪問により入浴サービスを行います。

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### (3) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の施策体系

#### 【障がい児通所支援等】

種 別	内 容
児童発達支援	未就学児を対象として日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な訓練を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、必要に応じて治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象として生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な援助を行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する児童を対象に、サービスの利用調整を行い、障がい児支援利用計画を作成します。また、計画作成後に計画の評価・見直し（モニタリング）を行います。

### 3. 障がい福祉サービス等を実施している事業所の現状

令和2年3月31日現在、古平町内で障がい福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等を実施している事業所は下表のとおりで、すべて社会福祉法人古平福祉会が設置しています。

#### (1) 障がい福祉サービスの事業所

##### 【訪問系サービス】

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
1	社会福祉法人 古平福祉会	いこいの家	歌棄町204番地9	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	—

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### 【日中活動系サービス】

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
1	社会福祉法人 古平福祉会	共働の家	歌棄町204番地9	生活介護 短期入所	50人 4人
2	社会福祉法人 古平福祉会	きょうどう	浜町893番地5 古平町高齢者 複合施設「ほほ えみくらす」内	生活介護 就労継続B型	40人 40人
3	社会福祉法人 古平福祉会	みつくすベジタ	歌棄町204番地20	生活介護 就労継続B型	50人 30人
4	社会福祉法人 古平福祉会	いこいの家	歌棄町204番地9	短期入所 共生型生活介護	2人 30人
5	社会福祉法人 古平福祉会	セルフケア	浜町893番地5 古平町高齢者 複合施設「ほほ えみくらす」内	共生型自立訓練 (機能訓練)	—

### 【居住系サービス】

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
1	社会福祉法人 古平福祉会	共働の家	歌棄町204番地9	施設入所支援	50人
2	社会福祉法人 古平福祉会	若者宿	町内32か所	共同生活援助 (グループホーム)	234人

### 【相談支援】

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
1	社会福祉法人 古平福祉会	微・助っ人	浜町106番地	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	—
2	社会福祉法人 古平福祉会	児童デイ多機能型 事業所ひまわりくらぶ	浜町106番地	計画相談支援	—

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### (2) 地域生活支援事業の事業所

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
1	社会福祉法人 古平福祉会	つどい	歌棄町204番地9	地域活動支援 センター	10人
2	社会福祉法人 古平福祉会	いこいの家	歌棄町204番地9	移動支援 生活サポート 訪問入浴支援	—
3	社会福祉法人 古平福祉会	つどい (上記1のサテライト)	浜町106番地	地域活動支援 センター	10人
4	社会福祉法人 古平福祉会	児童デイ多機能型 事業所ひまわりくらぶ	浜町106番地	日中一時支援	5人

### (3) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の事業所

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
1	社会福祉法人 古平福祉会	児童デイ多機能型 事業所ひまわりくらぶ	浜町106番地	放課後等デイ 児童発達支援 保育所等訪問	10人
2	社会福祉法人 古平福祉会	セルフケア	浜町893番地5 古平町高齢者 複合施設「ほほ えみくらす」内	共生型児童発達 支援	—

## 第三章 令和5年度における成果目標の設定

### 1. 令和5年度までの成果目標

成果目標の設定については、国の基本指針及び北海道障がい福祉計画の内容を踏まえ、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援といった課題等に対応するため、令和5年度を目標に、次に掲げる事項について成果目標を設定します。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設を退所して地域生活移行の開始及び施設入所者の削減見込に関する目標値は次のとおりです。

項目	数値	説明
施設入所者数	19人	令和元年度末時点（基準値）
地域生活移行者数	2人	国の基本指針に定める目標値 令和元年度末施設入所者数の6%以上
	10.5%	基準値からの地域移行率
施設入所者減少見込数	2人	国の基本指針に定める目標値 令和元年度末施設入所者数から1.6%以上削減
	10.5%	基準値からの減少率

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、医療機関や関係機関との連携を図り、入院している精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう必要な支援体制の検討及び構築を目指します。

項目	数値	説明
保健・医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	1か所	令和5年度末時点における保健・医療、福祉関係者による協議の場の設置数

### 第三章 令和5年度における成果目標の設定

#### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、障がいのある人が高齢化、重度化した場合や、生活を支えていた親が亡くなった場合でも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、社会全体で支える仕組みとして「地域生活支援拠点等」を令和5年度末までに各市町村または各圏域に1か所確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

現在、北後志5か町村にて広域での面的整備による1か所を確保しつつ、古平町独自の地域生活支援拠点等の整備についても検討します。

項目	数値	説明
地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和5年度末時点における地域生活支援拠点等の設置数
運用状況の検証及び検討	1回/年	体制や機能が適しているかどうかの検証及び検討の場

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることとし、就労移行支援事業及び就労継続支援事業については1.23倍から1.30倍以上とすることを基本としています。また、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを基本としています。

古平町では国の基本指針に基づき、下表のとおり目標値を設定します。

##### ○一般就労への移行者数

項目	数値	説明
一般就労移行者数	1人	令和元年度中に一般就労した者の数（基準値）
令和5年度の一般就労移行者数	2人	国の基本指針に定める目標値 令和元年度一般就労移行者数1.27%以上
	200%	基準値からの地域移行率

##### ○就労移行支援及び就労継続支援A・B型の一般就労への移行

項目	数値	説明
一般就労移行者数	1人	令和元年度中に一般就労した者の数（基準値） 就労移行支援、就労継続支援A・B型
令和5年度の一般就労移行者数	2人	国の基本指針に定める目標値 令和元年度一般就労移行者数1.23%から1.30以上
	200%	基準値からの地域移行率

### 第三章 令和5年度における成果目標の設定

#### ○就労定着支援事業の利用者数

項目	数値	説明
令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	1人	令和5年度における就労移行支援事業を利用して一般就労に移行する者のうち、70%以上が就労定着支援事業を利用する。

#### (5)障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターを市町村ごとに1か所、または単独が困難な場合は圏域での設置を目標とし、併せて、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村ごと、または圏域ごとに1か所設置すること。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を市町村ごと、または都道府県が関与した上での、圏域での設置を目標としています。

古平町では国の基本指針に基づき、下表のとおり目標値を設定します。

#### ○児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の設置

項目	数値	説明
児童発達支援センターの設置	1か所	令和5年度末における児童発達支援センターの設置数
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	1か所	令和5年度末における保育所等訪問支援を利用できる体制の整備

#### ○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

項目	数値	説明
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	令和5年度末における主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数

#### ○医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

項目	数値	説明
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	令和5年度末における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター



### 第Ⅲ章 令和5年度における成果目標の設定

#### (6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、各市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

古平町では相談支援体制として、北後志5か町村による広域の相談支援事業の実施及び基幹相談支援センターの設置(委託先:NPO法人しりべし圏域総合支援センター)並びに古平町単独の相談支援事業(委託先:社会福祉法人古平福祉会)を実施しています。

この相談支援体制により、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、相談支援事業所との連携強化を図るとともに、相談支援事業所に対する専門的な助言・指導、人材育成の支援に取り組みます。

項目	目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回

#### (7) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要であるため、都道府県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修や専門知識の向上のための研修等に市町村職員が参加し、理解を深めた上で、真に必要なサービス等を提供できているのか、検証を行うこととされています。

また、自立支援審査支払い等システムを活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保し、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築することが基本とされています。

古平町では専門知識向上のために、北海道が実施する研修等に積極的に参加するとともに、国保連審査結果の分析、共有を行い、障がい福祉サービスの質の向上に取り組みます。

### 第Ⅲ章 令和5年度における成果目標の設定

項目	目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北海道が実施する研修等への町職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回

## 第Ⅳ章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### 1. 障がい福祉サービスの見込量

障がい福祉サービスの見込量の算定にあたっては、第5期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービスの種類ごとに令和5年度末までの各年度における見込量を推計することとします。

#### (1) 訪問系サービスの見込量

サービス種別	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用時間(時間/月)	90時間	62時間	61時間	118時間	118時間	118時間
	利用者数(人)	32人	31人	30人	30人	30人	30人
重度訪問介護	利用時間(時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
同行援護	利用時間(時間/月)	0時間	0時間	0時間	4時間	4時間	4時間
	利用者数(人)	0人	0人	0人	1人	1人	1人
行動援護	利用時間(時間/月)	0時間	0時間	0時間	6時間	6時間	6時間
	利用者数(人)	0人	0人	0人	1人	1人	1人
重度障害者等包括支援	利用時間(時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※利用量（人日/月）：月当たり延利用日数  
各年度3月時点（令和2年度については実績見込）

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者数に対しての利用時間が減少傾向にあります。障がいのある人の高齢化や重症化により、今後は利用の増加が想定されます。

サービス提供体制については、現在、古平福祉会の「いこいの家」を中心として、隣町の事業者で間に合っていますが、今後の想定される利用者増加に備えて、情報共有等、事業者との連携を密に行い、既存事業所のサービス提供体制の充実に努めます。

## 第IV章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### (2) 日中活動系サービスの見込量

サービス種別	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数(人)	47人	63人	65人	65人	68人	71人
	利用量(人日/月)	994人日	1,327人日	1,367人日	1,495人日	1,564人日	1,633人日
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	1人	2人	2人	2人	2人	2人
	利用量(人日/月)	4人日	8人日	7人日	12人日	12人日	12人日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
自立訓練 (宿泊型)	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
就労移行支援	利用者数(人)	1人	0人	0人	1人	1人	1人
	利用量(人日/月)	26人日	0人日	0人日	23人日	23人日	23人日
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	61人	48人	45人	50人	50人	50人
	利用量(人日/月)	1,550人日	1,178人日	1,114人日	1,150人日	1,150人日	1,150人日
就労定着支援	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
療養介護	利用者数(人)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
短期入所 (福祉型)	利用者数(人)	2人	1人	2人	9人	9人	9人
	利用量(人日/月)	35人日	7人日	8人日	13人日	13人日	13人日
短期入所 (医療型)	利用者数(人)	1人	0人	0人	1人	1人	1人
	利用量(人日/月)	2人日	0人日	0人日	5人日	5人日	5人日

※利用量(人日/月)：月当たり延利用日数  
各年度3月時点(令和2年度については実績見込)

### 【見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人の高齢化や重症化により、昨年度から就労継続支援 B 型から生活介護に移行が増加しています。事業所もそれに伴い追加で指定を受けるなど、利用者のニーズに応じたサービスを提供できる場の整備が行われてきました。今後も生活介護の利用増加が見込まれているため、相談支援事業所と連携を図りながら、地域活動支援センターの利用等も含め、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。

福祉施設から一般就労への移行については、事業所や家族等からの情報の収集を行うとともに、関係機関と協議する場を設け連携を取りながら、利用者ニーズに対応できるよう努め、効果的な支援体制の整備を進めていきます。

## 第Ⅳ章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### (3) 居住系サービスの見込量

サービス種別	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数（人）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(再掲) 自立生活援助 (精神障がい者)	利用者数（人）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
共同生活援助	利用者数（人）	112人	109人	112人	113人	114人	115人
(再掲) 共同生活援助 (精神障がい者)	利用者数（人）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
施設入所支援	利用者数（人）	18人	19人	20人	19人	18人	17人

各年度3月時点（令和2年度については実績見込）

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

共同生活援助は今後大幅な増加はないと見込んでいますが、施設入所者減少を成果目標に掲げているため、グループホーム移行者の増加を見込んでいます。

施設入所支援については他サービス同様に高齢化や重症化が進んでおり、地域移行への促進は難しい課題となりますが、関係機関との情報共有を密にし、必要な情報を速やかに提供できる体制づくりに努めます。

### (4) 相談支援の見込量

サービス種別	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数（人）	158人	152人	152人	152人	152人	152人
地域移行支援	実利用者数（人）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(再掲) 地域移行支援 (精神障がい者)	実利用者数（人）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	実利用者数（人）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(再掲) 地域定着支援 (精神障がい者)	実利用者数（人）	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※各年度3月時点（令和2年度については実績見込）

## 第IV章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

計画相談支援については、障がい福祉サービス利用者のニーズに合わせたサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業所と連携して相談支援の質の確保、向上に努めます。

また、新規の障がい福祉サービス利用者や地域生活への移行に関する相談にも柔軟に対応ができる体制づくりに努めます。

## 2. 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業の見込量の算定についても、第5期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービスの種類ごとに令和5年度末までの各年度における見込量を推計することとします。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及啓発を行い、配慮を必要としている方に対する理解の促進を図ります。

### (2) 自発的活動支援事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援	実施の有無	無	無	無	有	有	有

### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障がいのある人、その家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

現在のところ実績はありませんが、団体等による活動を把握次第、支援を検討します。

## 第IV章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### (3) 相談支援事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	基幹相談支援センター設置数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

基幹相談支援センターを軸とし、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行います。また関係機関と連携を図り、障がいのある人やその家族に対して、より細かな対応ができる体制を構築します。

住居入居等支援事業については実施に向け、既存の協議会等で検討します。

### (4) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

サービス種別	単位数	実績			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

基幹相談支援センターや相談支援事業との連携を密にして、制度の利用が必要な人の把握や支援を行います。

また、小樽市及び北後志 5 か町村で運営支援を行っている小樽・しりべし成年後見センターの活動を支援します。

### (5) 意思疎通支援事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業(手話通訳者派遣事業)	実利用者数	3人	3人	3人	3人	3人	3人
意思疎通支援事業(手話通訳者設置事業)	実設置者数	12人	11人	12人	12人	12人	12人

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

利用者の様々なニーズに的確に応えられるよう、手話通訳登録者の人数確保、技術の維持・向上に努めます。

## 第IV章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### (6) 日常生活用具給付事業

サービス種別	単位	実績			計画値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
日常生活用具給付事業								
	件数	介護・訓練支援用具	1件	1件	0件	1件	1件	1件
		自立生活支援用具	2件	0件	0件	1件	1件	1件
		在宅療養等支援用具	0件	1件	1件	1件	1件	1件
		情報・意思疎通支援用具	2件	0件	0件	1件	1件	1件
		排泄管理支援用具	158件	140件	121件	132件	132件	132件
		居宅生活動作補助用具	0件	0件	0件	1件	1件	1件

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、障がいの特性に合わせた適切な用具を給付するとともに、必要に応じて利用者のニーズを踏まえた対象品目等の見直しを検討します。

### (7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	登録見込者数	0人	0人	0人	1人	1人	1人

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

手話奉仕員養成講座は、現在、北後志5か町村で余市町社会福祉協議会へ委託して実施しています。引き続き、日常会話程度の手話表現技術を有する手話奉仕員の養成・研修に努め、聴覚障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を支援します。

### (8) 移動支援事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数	9人	11人	10人	11人	11人	11人
	延利用時間	458時間	508時間	409時間	550時間	550時間	550時間



## 第IV章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障がいのある人の自立した生活や社会参加を促すため、外出や余暇活動等の外出支援を行っています。

居宅介護(通院等介助)では対応できない部分を補っており、引き続き、利用者のニーズ等の把握や制度の周知を図りながら、利用者にとって利便性のあるサービスとなるように努めます。

### (9)地域活動支援センター事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用者数	70人	54人	63人	60人	60人	60人

### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障がいのある人の創作的活動や生産活動の機会の提供を行うとともに、地域交流の場として役割を果たしています。今後も、古平福祉会の地域活動支援センターを補助し、運営を支援します。

### (10)その他事業(任意事業)

サービス種別	単位	実績			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
その他事業							
日中一時支援事業	実利用者数	0人	0人	1人	1人	1人	1人
身体障害者デイサービス事業	実利用者数	2人	1人	1人	1人	1人	1人

### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

#### ①日中一時支援事業

障がいのある人に活動の場を今後も提供し、家族等の一時的な休息を提供します。

今後も関係機関との連携を密にし、家族等の負担軽減を図ります。

#### ②身体障害者デイサービス事業

現在、古平町デイサービスセンターに委託して実施しています。

今後も、利用者のニーズ等を把握しながら、必要なサービスの確保に努めます。

## 第IV章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### 3. 児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の見込量

障がい児通所支援等の見込量の算定についても、第5期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービスの種類ごとに令和5年度末までの各年度における見込量を推計することとします。

#### (1) 障がい児通所支援・障がい児相談支援の見込量

サービス種別	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数（人）	5人	4人	3人	1人	1人	1人
	利用量（人日/月）	16人日	11人日	11人日	8人日	8人日	8人日
医療型児童発達支援	利用者数（人）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用量（人日/月）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
放課後等デイサービス	利用者数（人）	7人	3人	7人	10人	10人	10人
	利用量（人日/月）	57人日	50人日	99人日	120人日	120人日	120人日
保育所等訪問支援	利用者数（人）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用量（人日/月）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用量（人日/月）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
障がい児相談支援	利用者数（人）	12人	12人	12人	10人	10人	10人

※利用量（人日/月）：月当たり延利用日数  
各年度3月時点（令和2年度については実績見込）

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

現在、利用者は、放課後等デイサービスを古平福祉会の「ひまわりくらぶ」、余市町の「ぷかぷかひろば」、児童発達支援を古平福祉会の共生型児童発達支援「セルフケア」、余市町にある「北後志母子通園センター」、「どんぐり」を利用しており、必要量は確保できています。

引き続き、保健福祉課や教育委員会、幼児センターさらには相談支援事業所と連携を密にし、町内において障がいのある児童の把握に努めるほか、今後も利用者のニーズに応じたサービス量を確保できる体制の整備に努めます。

障がいのある児童の相談支援は、障がいのある児童本人だけでなく、保護者やその家族の立場に立ち、ライフステージの移行時において切れ目が出来ないように支援します。

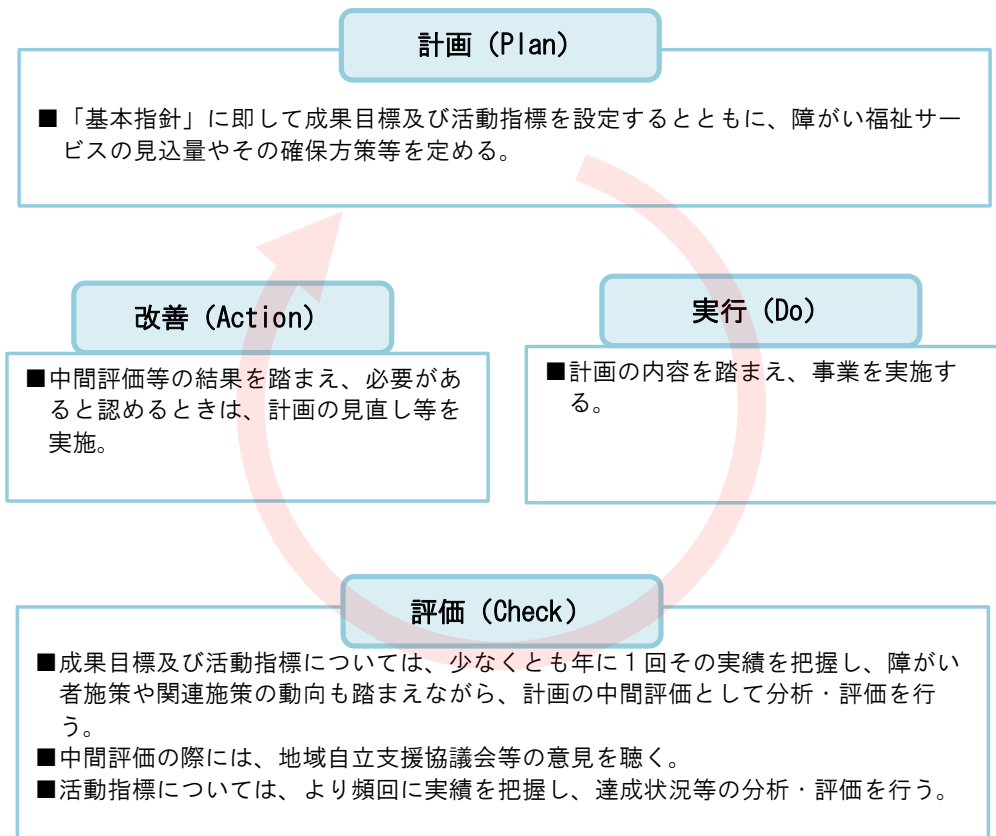
### (1) PDCAサイクルの導入

計画は障がいのある人に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認して工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくものです。

そのため、平成27年度からPDCAサイクルにのっとり、計画の進捗状況の管理と評価を行っています。

### (2) 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針では、P12～16の第三章 1. 令和5年度までの成果目標を「成果目標※<sup>1</sup>」とし、P17～24の第四章 1. 障がい福祉サービスの見込量、2. 地域生活支援事業の見込量、3. 児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の見込み量を「活動指標※<sup>2</sup>」としています。その上でPDCAサイクルのプロセスは下図のとおりとします。



※1 成果目標：障がい福祉サービス等の提供体制の確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの

※2 活動指標：国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制の確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供体制等の見込みとして設定するもの

## 第VI章 参考資料

### (1) 訪問系サービス提供事業所 所在地別利用者数

サービス種別	古平町	余市町	仁木町	小樽市	札幌市	石狩市	合計
居宅介護	16人	2人					18人
重度訪問介護							0人
同行援護							0人
行動援護							0人
重度障害者等包括支援							0人

※令和2年12月利用分

### (2) 日中活動系サービス提供事業所 所在地別利用者数

サービス種別	古平町	余市町	仁木町	小樽市	札幌市	石狩市	合計
生活介護	56人	3人	3人	1人	1人	1人	65人
自立訓練 (機能訓練)	2人						2人
自立訓練 (生活訓練)							0人
宿泊型自立訓練							0人
就労移行支援							0人
就労継続支援 (A型)							0人
就労継続支援 (B型)	42人	1人		1人	1人		45人
就労定着支援							0人
療養介護				1人			1人
短期入所	1人	1人					2人

※令和2年12月利用分

### (3) 居住系サービス提供事業所 所在地別利用者数

サービス種別	古平町	余市町	仁木町	小樽市	札幌市	石狩市	合計
自立生活援助							0人
共同生活援助 (グループホーム)	107人	1人		1人	2人	1人	112人
施設入所支援	13人	2人	3人	1人	1人		20人

※令和2年12月利用分

### (4) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援提供事業所 所在地別利用者数

サービス種別	古平町	余市町	仁木町	小樽市	札幌市	石狩市	合計
児童発達支援	1人	2人					3人
医療型児童発達支援							0人
放課後等デイサービス	6人	1人					7人
保育所等訪問支援							0人
居宅訪問型児童発達支援							0人

※令和2年12月利用分

古平町  
第6期障がい福祉計画  
第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

発行 古平町  
編集 古平町町民課社会福祉係  
〒046-0192  
北海道古平郡古平町大字浜町40番地4  
電話番号:0135-42-2181